

厚生常任委員会

平成27年3月16日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	中川 靖広	紀 良治
坂口 徹		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
福 祉 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	中原 潤
同 課 長 補 佐	安藤 容子	国 保 医 療 課 長	山崎 善之
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	北 典子	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	福田 善行	住 民 課 長	岡村ひとみ
同 課 長 補 佐	鎌田 裕之		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、紀委員

委員長 皆さん、おはようございます。
ただいまより厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。
初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長 （町長挨拶）

委員長 ありがとうございます。
最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。
署名委員には、中川委員、紀委員のお2人を指名いたします。両委員
にはよろしく願いいたします。
ここで、斑鳩黎明保育園の現地調査のため、暫時休憩いたします。

（午前9時02分 休憩）

（午前9時40分 再開）

委員長 それでは、再開をいたします。
本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
初めに、1. 付託議案について議題とさせていただきます。
その1つ目、議案第3号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の
基準に関する条例について、理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第3号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基
準に関する条例について、ご説明いたします。
初めに、議案書を朗読いたします。

（議案書朗読）

福祉課長

本条例につきましては、児童福祉法の改正によりまして、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について、市町村の条例でその基準を定めることとなりましたことから、その基準に関する条例を制定するものでございます。

なお、これらの事業は、現在、斑鳩町では実施されておらず、実施予定の情報もないところでございますが、子ども・子育て支援新制度におきまして、各市町村がこれらの基準を条例として定め、民間による事業参入に備えるため、条例を制定するものでございます。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例要旨をごらんいただけますでしょうか。

それでは、本条例の内容につきまして、要旨をもって説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主な制定内容について、ご説明いたします。

第1章、総則、（1）趣旨、第1条関係でございます。

本条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

（2）第2条は、用語の定義について定めるものでございます。

（3）第3条は、最低基準の目的について定めるものでございます。

次に、（4）第4条でございます。第4条は最低基準と家庭的保育事業者等について定めるものでございます。

（5）第5条は、家庭的保育事業者等の一般原則について定めるものでございます。なお、第7項、要旨で言いますと⑦でございます。第7号におきまして、家庭的保育事業者等は、暴力団関係者であってはならないものとしており、この暴力団排除の条項は町独自の基準として設けてまいります。

続いて、（6）でございます。第6条は、保育所等との連携について定めております。

次に、（7）第7条は、家庭的保育事業所等と非常災害について定めております。

(8) 第8条は、家庭的保育事業者等の職員の一般的要件で、職員は、児童福祉事業に熱意のある者等であって、児童福祉事業に関して訓練を受けた者といたします。

(9) 第9条は、家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等について定めております。

(10) 第10条は、他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準について定めております。

(11) 第11条は、家庭的保育事業者等における利用乳幼児を平等に取り扱う原則について定めております。

(12) 第12条は、家庭的保育事業者等における虐待等の禁止について定めております。

(13) 第13条は、家庭的保育事業者等における懲戒に係る権限の濫用禁止について定めております。

(14) 第14条は、家庭的保育事業者等における衛生管理等について定めております。

(15) 第15条は、家庭的保育事業者等における食事の提供について定めております。

(16) 第16条は、家庭的保育事業者等における食事の提供の特例について定めております。

(17) 第17条でございます。第17条は、家庭的保育事業者等における利用乳幼児及び職員の健康診断について定めております。

次に、(18)でございます。第18条では、家庭的保育事業者等は、重要な運営事項に関する規程を定めるものとしております。

(19) 第19条では、家庭的保育事業所等は、職員、財産、収支等の状況を明らかにする帳簿を整備するものといたします。

(20) 第20条は、家庭的保育事業者等の職員の秘密保持等について定めております。

(21) 第21条は、家庭的保育事業者等における苦情への対応について定めております。

次に、第2章、家庭的保育事業でございます。

家庭的保育事業とは、5人以下の保育を保育者の自宅等で行う事業のことです。

まず、(22)第22条関係です。第22条では、家庭的保育事業の設備の基準について定めております。

次に、(23)職員、第23条関係です。第23条では、家庭的保育事業の職員について定めておりますが、国の基準では、家庭的保育者は、「保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」と、このようになっておりますが、町独自基準として保育士に限定をしております。

また、同じく第23条第3項におきまして、家庭的保育事業は、複数人で保育を実施しなければならないとしております。この条項につきましても、町独自の基準として加えたものでございます。

次に、(24)第24条では、家庭的保育事業の保育時間について定めております。

(25)第25条では、家庭的保育事業の保育の内容について定めております。

(26)第26条では、保護者との連携について定めております。

続きまして、第3章、小規模保育事業です。

小規模保育事業は、小規模な家庭的保育に近い雰囲気、きめ細やかな保育を実施するものでございます。保育する子どもの人数、利用定員でございますが、こちらのほうは6人から19人までと、このようになっております。

まず、第1節、通則です。

(27)小規模保育事業の区分、第27条関係です。

小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とするものといたします。

まず、第2節、小規模保育事業A型です。

小規模保育事業所A型の設備の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められております保育所の基準とほぼ同じとなっております。職員の基準は、保育所の配置基準に1名を加えた人数で、職員

は全員が保育士と、このようになっております。利用定員は6名から19人でございます。

(28) 第28条関係でございます。第28条では、小規模保育事業所A型の設備の基準を定めております。

次のページにお移りいただきまして、(29)でございます。

第29条では、小規模保育事業所A型の職員について定めており、保育を担当する職員として全て保育士を置くものといたします。

(30) 第30条では、準用規定でございまして、家庭的保育事業に係る保育時間、保育の内容、保護者との連絡に係る規定は、小規模保育事業A型について準用することを定めております。

次に、第3節、小規模保育事業B型でございます。

小規模保育事業所B型の設備の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められております保育所の基準とほぼ同じでございます。職員の基準は、保育所の配置基準に1名を加えた人数で、職員のうち保育士が2分の1以上と、このようになっております。また、利用定員は、A型と同じく6～19人となっているところでございます。

まず、(31) 職員、第31条関係でございます。第31条では、小規模保育事業所B型の職員について定めており、保育を担当する職員として、保育士その他保育に従事する職員として町が行う研修等を修了した者、保育従事者を置くものといたします。

(32) 第32条は準用規定で、家庭的保育事業に係る保育時間、保育の内容、保護者との連絡に係る規定及び小規模保育事業A型に係る設備の基準の規定につきましては、小規模保育事業B型について準用するものといたします。

次に、第4節、小規模保育事業C型でございます。

小規模保育事業所C型の設備の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められております保育所の基準とほぼ同じでございます。利用定員が6名以上10名以下と、このようになっているところでございます。

まず、(33) 第33条関係でございます。第33条では、小規模保

育事業所C型の設備の基準を定めております。

次に、（34）職員、第34条関係でございます。第34条は、小規模保育事業所C型の職員を定めており、保育を担当する職員として、家庭的保育者を置くものとしたします。国の基準では、家庭的保育者は、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者となっておりますが、町独自の基準といたしまして保育士に限定をしております。

また、第34条第2項では、小規模保育事業所C型は、複数人で保育を実施しなければならないと、このようにさせていただいております。この条項につきましても、町独自の基準として加えたものでございます。

次に、（35）第35条でございます。第35条では、小規模保育事業所C型の利用定員を定めており、6名以上10名以下としたします。

次に、（36）第36条は準用規定で、家庭的保育事業の保育時間、保育の内容、保護者との連絡に係る規定は、小規模保育事業C型について準用するものとしたします。

続きまして、第4章、居宅訪問型保育事業でございます。居宅訪問型保育事業は、保育者が保育の必要な子どもさんの自宅に出向いて、1対1で保育をする事業でございます。

まず、（37）第37条では、居宅訪問型保育事業の保育の提供内容について定めております。

次に、（38）第38条では、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について定めております。

次に、（39）職員、第39条関係でございます。第39条では、居宅訪問型保育事業の職員について定めており、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とするものとしたします。国の基準では、家庭的保育者は、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者となっておりますが、町独自基準として保育士に限定をしております。

次に、（40）でございます。第40条では、居宅訪問型保育の連携施設について定めております。

次に、（４１）第４１条は準用規定で、家庭的保育事業に係る保育時間、保育の内容、保護者との連絡に係る規定は、居宅訪問型保育事業について準用することといたします。

続きまして、第５章でございます。事業所内保育事業でございます。企業や病院などに設けられる事業所内保育所のうち、従業員の子ども以外の地域の子どものを受け入れるなど、基準を満たした場合に、子ども・子育て支援新制度において、地域型保育事業として市町村の認可を受けるものでございます。

まず、（４２）第４２条では、事業所内保育事業の利用定員の設定について定めております。

次に、（４３）第４３条では、利用定員が２０人以上の保育所型事業所内保育事業所の設備の基準を定めております。なお、設備基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められております保育所の基準と同じでございます。

次に、（４４）第４４条では、利用定員が２０人以上の保育所型事業所内保育事業所の職員の基準を定めており、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められている保育所の基準と同じとなっております。

次に、（４５）でございます。第４５条では、保育所型事業所内保育事業者は、連携協力を求めることを要しないことを定めております。

次に、（４６）第４６条は準用規定でございます。家庭的保育事業に係る保育時間、保育の内容、保護者との連絡に係る規定は、保育所型事業所内保育事業について準用をいたします。

次に、（４７）第４７条は、利用定員が１９人以下の小規模型事業所内保育事業の職員について定めるものでございます。

最後に、（４８）でございます。第４８条は準用規定でございます。家庭的保育事業に係る保育時間、保育の内容、保護者との連絡に係る規定及び小規模保育事業Ａ型にかかる設備の基準の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用をいたします。

以上が、主な制定内容でございます。

なお、ただいまご説明申しあげました町独自の基準以外につきましては、4月1日に施行される省令による国の基準と同様となっておりますことにつきまして、ご了承いただきますようお願いいたします。

続いて、施行期日でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行してまいります。

なお、条例本文の説明は省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようお願い申しあげます。

以上、議案第3号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の説明といたします。委員皆さま方には、よろしくご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

はい、ご苦労さまです。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 辻委員。

辻委員

第4章のね、居宅訪問型保育事業、これ、以前にもちょっと事件があったということで報道もされていますけども、例えばこの事業所、斑鳩町でその事業をされたら、斑鳩町が基準がこれやということで、例えば他の町村でこれで、こういう事業されて、斑鳩町の人のところへ訪問来るといときは。ほかは施設あるさかいに斑鳩です、この事業所だけは、例えば、どんな言い方ですやろ、他町村で設定、こういう事業をされている方が、事業所が、斑鳩町の家を訪問される場合は、何か、縛りとか。ここ見ていたら、設備とか書いてあるけど、そんな場合、どないなるのかなと思って。

福祉課長

冒頭申しあげましたとおり、今回の条例に関しましては、児童福祉法の改正によりまして各市町村で国の省令の基準をもとに条例化しなければならないと、このようになっております。基本的には、省令の中で従うべき基準、いわゆる職員等々、子どもさんに重要にかかわる部分に関しましては従うべき基準として定められておりますので、各市町村にお

いて、その基準に基づいて定められておるということでご理解お願いできたらなというふうに思います。

辻委員　　ちょっと心配するだけであって、例えばこの、他町村の事業所から斑鳩に来られて、何か事故あったら、それは向こうの事業所の責任ということ、斑鳩町はもう全然関係ないということで理解したらええのかな。

福祉課長　　おっしゃっていただいておりますとおり、その認可を受けた、その事業所の所在する市町村のほうが認可を、自身の条例に定める規定によりまして認可をするということになってまいりますので、委員おっしゃっていただいているような形になってこようと、このように認識をしております。

委員長　　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　　今、ちょっと委員からも出たことなんですが、きちっとこういうふうになされている分についてはいいと思うんですが、以前事件があったものなんていうたら、もうインターネットでベビーシッター探して、それで来てもらって事件が起こっているというような、顔も見やんとね、来てもらってとかいうようなことが起こったんですが、こういうふうになきちっと改正されて、法改正されて、きちっとこういうふうにな条例も各市町村でつくられたとしますね。そんな中であって、そういうふうにな、許可を受けずにそういうことをされたりする場合ですね、この辺の取り締まりというのか、許可の関係というたらどんなことになるのかなっていうのがちょっと気になるんですけど。

福祉課長　　委員長おっしゃっていただいておりますように、そういった種々問題があることから児童福祉法のほうも改正されたところなのかなと、この

ように認識をしております。また、市町村のほうで認可をされました事業所につきましては、当然のことながら保護者の方に確認していただけるように、情報提供も、県含めてされていくところかなど、このように認識をしておりますので、ご利用されようとされる事業所が認可を受けているのか否かというところで保護者の方には判断をしていただけるのかなど、このように考えております。

委員長

でも、利用するのに困って認可を受けておられないところなどのサービスを受けることによってまた事件が発生する可能性っていうのは、何ぼ法改正されても残っているというふうに思っ、私たちも、もちろん行政としてはね、そういう点についても意識を持ってやっぱりやっていただかんとあかんというふうに思いますので、またよろしくお願ひします。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、2点目、議案第4号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例について、理事者の説明を求めます。

本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第4号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例についてご説明いたします。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長 本条例につきましては、先ほどの議案第3号と同様に、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について、市町村の条例で定めることとなりましたことから、その基準に関する条例を制定するものでございます。

また、条例を制定するに当たりましては、厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を参酌して定めなければならないこととされているところでございます。

この条例につきましては、斑鳩町が直営で開設しております斑鳩町立学童保育室のほか、現在はございませんが、民間事業者が斑鳩町で放課後児童健全育成事業を行う場合の設備及び運営に関する基準として定めるものでございます。

それでは恐れ入りますが、議案書末尾の条例要旨をごらんいただけますでしょうか。

条例の内容につきまして、要旨をもって説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず1番、主な制定内容でございます。

まず、(1)趣旨、第1条関係でございます。本条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

次に、(2)第2条は、用語の定義について定めるものでございます。

次に、(3)第3条は、最低基準の目的について定めるものでございます。

次に、(4)第4条は、最低基準と放課後児童健全育成事業者について定めるものでございます。

次に、（５）でございます。第５条は、放課後児童健全育成事業者の一般原則について定めるものでございます。なお、第６項、めくっていただきまして、⑥番でございます。第６項におきまして、事業者は暴力団関係者であってはならないものとしており、この暴力団排除の条項は町の独自基準として設けてまいります。

次に、（６）でございます。第６条は、事業者と非常災害対策について定めております。

（７）第７条は、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件について定めており、事業に従事する職員は、児童福祉事業に熱意のある者等であって、児童福祉事業に関して訓練を受けた者といたします。

次に、（８）第８条は、放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等について定めております。

（９）第９条は、放課後児童健全育成事業の設備の基準について定めております。

次に、（１０）職員、第１０条関係でございます。第１０条は、放課後児童健全育成事業の職員等及び支援の単位の基準について定めております。国の基準では、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね４０人以下」となっておりますが、この基準は参酌すべき基準であること、また、斑鳩町立学童保育室が以前の国の基準であります７０人を一の単位として施設整備を行っておりますことから、本町の条例では、７０人としてまいります。

次に、（１１）でございます。第１１条は、利用者を平等に取り扱う原則について定めており、事業者は、利用者の国籍、信条等により、差別的扱いをしてはならないものといたします。

次に、（１２）第１２条は、虐待等の禁止について定めており、職員は、利用者に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものといたします。

（１３）第１３条は、放課後児童健全育成事業の衛生管理等について定めております。

（１４）第１４条は、運営規程について定めております。

(15) 第15条は、事業者が備える帳簿について定めております。
次に、(16)でございます。第16条は、事業者及び職員の秘密保持等について定めております。

(17)、めくっていただきまして(17)でございます。第17条は、事業者の苦情等への対応について定めております。

(18) 第18条は、開所時間及び日数について定めております。

(19) 第19条は、保護者との連絡について定めており、事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めるものいたします。

(20) 第20条は、関係機関との連携について定めており、事業者は、町、児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携して、利用者の支援に当たるものいたします。

最後に(21)でございます。第21条は、事故発生時の対応について定めているところでございます。

以上が主な制定内容でございますが、第5条の暴力団排除の規定及び第10条の一の支援の単位を構成する児童の数を70人以下とさせていただき部分を除きまして、4月1日に施行されます省令による国の基準と同様となっております。ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、施行期日等でございます。

(1) 番、この条例は、平成27年4月1日から施行をしております。

また、(2) 番、経過措置といたしまして、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、放課後児童支援員の規定の適用につきまして、都道府県知事が行う研修を「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」といたします。

なお、条例本文の説明は省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第4号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営

の基準に関する条例の説明といたします。委員皆さま方には、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
特にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
続きまして、議案第12号 斑鳩町立あゆみの家設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。
なお、各課報告事項の1番目に、斑鳩町立あゆみの家設置条例施行規則を廃止する規則についてがございますが、これにつきましては、本条例と施行規則の関係ですので、合わせて説明をしていただくようにしていきたいと思っておりますので、理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第12号 斑鳩町立あゆみの家設置条例を廃止する条例について、また、本日お配りしております資料の1によりまして、各課報告事項の斑鳩町立あゆみの家設置条例施行規則を廃止する規則につきまして、合わせてご説明をいたします。

初めに、議案第12号 斑鳩町立あゆみの家設置条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長 恐れ入りますが、議案書末尾の条例要旨をごらんいただけますでしょうか。

本条例の内容につきまして、要旨の朗読をもって説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(要旨朗読)

福祉課長 なお、条例本文の説明は省略をさせていただきますので、ご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第12号 斑鳩町立あゆみの家設置条例を廃止する条例の説明でございます。委員皆さま方には、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、各課報告事項の、斑鳩町立あゆみの家設置条例施行規則を廃止する規則につきまして、本日お配りしております資料1によりご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料1の末尾の要旨をごらんいただきたいと思っております。こちらにつきましても、要旨の朗読をもって説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(要旨朗読)

福祉課長 以上、斑鳩町立あゆみの家設置条例施行規則を廃止する規則の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑がございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。 中川委員。

中川委員 あゆみの家自身が耐震性能を有していないことで、条例も廃止する、規則も廃止することなんですが、あの建物はいつごろ解体されるんでしょうか。

委員長 池田副町長。

副町長 今のご質問ですけど、今現在、一部、若干町のほうの。あゆみの家も移転されました。町の物品が入っておりますので、その物品の移転先も考えていきたいと考えておりますので、それらが決まった段階ですと考えております。ですから、今、いつ解体というのはちょっと今この場でお答えすることはできないんですけども、そう遠くない時期には解体の時期もあるかと考えております。

中川委員 建物の中に子どもとか入って、事故や事件につながってもあれやし、なるべく早い目に処理いうんか、していただきますようお願いしておきます。

委員長 そうですね。ちょっと、いろいろな人から割合見えにくい場所にもありますのでね、今、委員から心配のあった点について、委員皆さんもご心配なさっている様子なので、またよくご検討いただきたいと思います。ほかに、よろしいございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ご

ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、4番目の、議案第13号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例について議題といたしますが、これにつきましても、各課報告事項の2番目にございます斑鳩町立保育所設置条例施行規則について、本条例と施行規則の関係ですので、合わせて説明を受けたいと思います。

それでは、理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第13号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例、また、斑鳩町立保育所設置条例施行規則につきまして、合わせてご説明をいたします。

まず初めに、議案第13号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

恐れ入りますが、議案書末尾の条例要旨をごらんいただけますでしょうか。

本条例の内容につきまして、要旨をもって説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例（要旨）。

町立保育所の保育時間等につきましても、これまで斑鳩町保育の実施に関する条例施行規則で定めておりましたが、保育実施条例施行規則に

おきましては、全ての保育所等の申込手続き及び保育の実施に適用する規定のみを定める規則として改正を行うこととしております。

このため、町立保育所のみ適用する保育時間等に関する規定について、新たに定める本条例に基づく規則で定めることとするに伴いまして、規則への委任に関する規定を追加するものでございます。

主な改正内容といたしまして、（１）委任でございます。本条例の第３条に、規則への委任に関する条項について、新たに規定をするものでございます。

次に、施行期日でございます。この条例は、平成２７年４月１日から施行をまいります。

なお、条例本文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上、議案第１３号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、各課報告事項の２つ目でございます。斑鳩町立保育所設置条例施行規則につきまして、本日お配りしている資料２によりご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料２の末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

議案第１３号の条例改正のところでご説明申しあげましたとおり、町立保育所のみ適用する保育時間等に関する事項を、本規則において新たに定めるものでございます。

なお、保育時間につきましては、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則の制定等に伴い、保育標準時間及び保育短時間の保育時間を保育施設ごとに定める規定としております。

それでは、主な制定内容についてご説明をいたします。

まず、（１）第１条は、本規則の趣旨を定めるものでございます。

次に、（２）第２条でございます。町立保育所の保育時間を定めるものでございます。

委員皆さま方には、9月議会の最終日におきまして、子ども・子育て支援新制度による町立保育所の保育標準時間、こちら11時間でございます。また、保育短時間、8時間の保育時間に関しまして、平成27年度の保育所入園申し込みの開始に当たり、町の考え方をご説明させていただいたところでございます。

定めます保育時間は、保育標準時間については、平日が午前7時30分から午後6時30分まで、土曜日が午前7時30分から午後2時まで、また、保育短時間につきましては、平日が午前9時から午後5時まで、土曜日が午前9時から午後2時までとし、こちらにございます表のとおり定めてまいります。

次に、(3)第3条関係でございます。第3条は休所日を定めるものでございます。裏面にお移りいただきまして、町立保育所の休所日といたしまして、現行のとおり、①日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、②12月29日から翌年1月3日までを定めてまいります。

最後に、その他として、第4条に委任条項を定めてまいります。

本規則の施行期日でございます。この規則は、平成27年4月1日から施行してまいります。

以上、議案第13号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、また、斑鳩町立保育所設置条例施行規則についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございますでしょうか。 辻委員。

辻委員 直接これとえらう関係する保育時間なんかでも、保育所のね、入園式と卒園式、運動会土曜日とかかされていますけども、入園式、これ、親、別にいてるさかい別に何も苦情ないと思うねんけど、親、勤めている子ばかりやから、たいがい入園式や卒園式、平日ですやろ。これ、何か苦情とか何かないのかなと思って。その辺だけ。もうなかったらそのままでええねんけども、あつたらまたちよつとなと思うねんけど。来て、

いつもわし心配しているのは、みんな来てくれてはるねんけど、多分勤めていのに。そんなところも調整せんなんのかなと思っただけで、ただ思っただけで、なかったらなかったで結構ですけど、その辺。

福祉課長 保護者の方から、入園式あるいは卒園式の関係に関しまして、平日行っているということに対する苦情とかご意見等々は、今のところ賜っていないところでございます。

(「なかったら結構です」と呼ぶ者あり)

委員長 よろしいですか。
ほかに何かございますか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第13号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
続きまして、5点目です。議案第14号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
なお、これにつきましても、各課報告事項の3番目にございます斑鳩町保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本条例と施行規則の関係ですので、合わせて説明を求めていきたいと思

ます。

理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第14号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、また、各課報告事項の斑鳩町保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、合わせてご説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第14号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長 恐れ入りますが、議案書末尾の条例要旨をごらんいただけますでしょうか。

本条例の内容につきまして、要旨により説明をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（要旨）。

子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月1日から施行される予定でございますが、国において、子ども・子育て支援新制度に基づく公定価格仮単価及び利用者負担基準案が示されましたことから、本基準に基づき当町の保育料の改定を行うほか、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございます。

初めに、(1) 子ども・子育て支援新制度による改正でございます。

①は、保育の実施の対象を拡大といたしまして、子ども・子育て支援新制度により児童福祉法第24条が改正され、保育の実施の対象が、保育所だけでなく認定こども園及び地域型保育事業に拡大されるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、(2) 保育所保育料の改正の①保育所等保育料徴収金額表の改

正でございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきたいと思います。別紙斑鳩町保育所等保育料徴収金額表の改正をごらんいただきたいと思います。

子ども・子育て支援新制度に基づく公定価格仮単価及び利用者負担基準が示されたことにより、当町においては、これまでから国の基準額をもとに保育料を算定をしております。このことから、国の基準額をもとに当町の保育料徴収金額表を別紙のとおり改正し、平成27年度から施行をいたします。なお、国の基準額をもとに算定した額が平成26年度保育料よりも高額となる階層につきましては、現行の保育料を据え置くことといたします。

これに関しましては、昨年8月15日の本委員会におきまして、平成27年度保育所保育料の考え方をご説明申しあげましたときには、国の基準額から15%軽減した保育料として、平成27年度保育料のイメージをお示ししており、一部の階層で値上げとなる階層があることをご説明をしておりました。

しかし、その後、政府により、平成27年10月に予定されておりました消費税率10%への引き上げが平成29年4月に延期されることが決定され、このことにより、まだ発表はされておりませんが、平成27年度公定価格は、現在国から示されている公定価格仮単価よりも若干低く設定される可能性が出てまいりました。

これらのことを考慮いたしまして、公定価格仮単価をもとに計算した保育料額が平成26年度保育料よりも高額になる階層につきましては、現行の保育料に据え置きをしてまいりたいと考えております。この据え置きによる保育料への影響額は、約292万円の収入減となっているところでございます。別紙、この表の各欄右上に現行との差額を表記しております。全ての階層で差額は0円またはマイナスとなっているところでございます。

保育所保育料軽減策による財政負担見込について、ご説明をここでさせていただきますと思います。

国の基準額より15%軽減した85%で保育料を設定することによる

保育料収入の減は約1,943万円と、このように見込んでおります。また、平成27年度からは、多子世帯の負担の軽減を図るため、町独自の新たな子育て支援策として、同時在園等の3歳未満児の保育料を従来の2分の1から4分の1への引き下げを行うことを9月議会でご議決いただいております。この改正による保育料収入への影響額は、約540万円の減と見込んでおります。さらに、ただいまの現行の保育料に据え置くことによる保育料収入への影響額は、292万円の減となるところでございます。

全体といたしまして、国の基準より約2,784万円の収入減となる見込みでございまして、大きな財政負担となっておりますことをご理解いただきたいと思います。

このようなことから、次年度以降、国の公定価格、あるいは人件費や物価の動向、消費税の動向、町の財政状況等を勘案し、今後の斑鳩町の保育料を考えてまいりたいと思っております。

この町の考え方につきましては、2月12日の保育所運営委員会でご説明させていただき、ご理解もいただいたところでございます。

また、当金額表につきましては、斑鳩町立保育所の利用者だけでなく、その他の保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の利用者の保育の実施に関する利用者負担額となりますことから、表の名称を「保育所等保育料徴収金額表」に改めるものでございます。

要旨にお戻りいただきたいと思います。

次に、②番でございます。保育料算定基準の変更等に伴う条文整理でございます。子ども・子育て支援新制度が導入されるに当たり、別表の第4階層から第8階層の保育料の算定基準が「所得税の額」から「市町村民税の所得割課税額」に変更となること及び保育料計算の算定方法が変更となることから、所要の改正を行うものでございます。

要旨裏面にお移りいただきまして、次に、③ひとり親家庭（第2・3階層）の保育料徴収金額表の改正でございます。

子ども・子育て支援新制度に基づく公定価格仮単価及び利用者負担基準が示されたことにより、国の基準額をもとに当町のひとり親世帯等（第

2・3階層)の保育料徴収金額表を改正し、平成27年度から施行するものでございます。

次に、④番、保育必要量の用語定義では、保育標準時間、保育短時間の用語を、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項により定義するものでございます。

次に、(3)保育所運営委員会の所掌事項の明確化では、斑鳩町保育所運営委員会の所掌事項を町立保育所の運営と明確化するため、所要の改正を行うものでございます。

続いて、(2)施行期日等でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行いたします。

また、(2)子ども・子育て支援新制度に基づく利用者負担基準においては、旧年少扶養控除に係る再計算は行わないこととされておりますが、現に入所または入園している者のうち0歳児及び1歳児につきましては、保育料が大きく変わることはないよう、保育料計算の経過措置として、2年間、現行と同様に旧年少扶養控除に係る再計算を行うものいたします。

以上が、主な改正の内容となっております。なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

以上、議案第14号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。委員皆さま方には、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、各課報告事項の斑鳩町保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本日お配りしております資料3によりご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料3の末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

本規則の内容につきまして、要旨をもって説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

斑鳩町保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（要旨。）

主な改正内容でございます。まず、本規則につきましては、全ての保育所等の申込手続及び保育の実施に適用する規定のみを定める規則とするため、斑鳩町立保育所設置条例施行規則を制定することに伴い、本規則から町立保育所の保育時間等に関する規定を削るとともに、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則が施行されることに伴い、認定申請等の手続を行う必要があることから、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容でございます。

まず、（１）として、保育時間及び休日の規定に関しましては、斑鳩町立保育所設置条例施行規則で定めることとするため、本規則から削除するものでございます。

次に、（２）改正後の第２条関係、認定申請及び入所申込等でございます。６月の本委員会でご説明申しあげましたが、子ども・子育て支援新制度では、保育所や幼稚園等を利用する際の手続きがこれまでと変わることとなります。この変更に伴い、当規則に規定しておりました入所申込等及び保育の実施の決定に係る条項について、所要の改正をするものでございます。

まず、①認定申請及び入所申込等として、小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（現況届）兼入所等申込書を町長に提出しなければならないものいたします。

また、②支給認定として、町長は、保護者より施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（現況届）兼入所等申込書を受理したときは、保育の実施基準等の審査を行い、施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定をしなければならないものいたします。

次に、（３）でございます。保育の実施の決定、改正後の第３条関係といたしまして、第２号または第３号認定を受けた子どもが、保育所等に入園を希望する場合には、町長は保育所等の定員の範囲内で保育の実

施の決定をしなければならないものとするものを定めるものでございます。

続いて、施行期日でございます。この規則は、平成27年4月1日から施行をまいります。

以上、議案第14号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、また、斑鳩町保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願ひ申しあげます。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
辻委員。

辻委員 この保育料の算定ね、国の基準よりは15%下回ってって言うこと
言われておるんですが、これ、国からペナルティとかそんなのは、15%
ないのかなって思うと、その辺はちょっとわからへんのかな。それはな
いのかな。

福祉課長 国からのペナルティといいますか、国庫補助なり、国庫負担なりの算
定をいたしますときに、保育所の収入額として算定する際には、現状の
収入額をもとにさせていただくこととなりますので、それを、基準に基
づいた保育料に割り戻して計算することとなりますので、その分は町負
担がふえているということになってこようかと。特に私立保育所への委
託料の関係に関しましては、保育料を15%減額しない額での算定で国
のほうの負担額を計算することとなりますので、その部分は町負担額と
して乗っかってきているということになってまいります。

辻委員 これ改正で、町の持ち出し2千何万とか言われていますけども、3人
とか減額と。その中で、それ以外にまだ国の交付税が減ってくるという
ことも、これ、今、基準財政収入額に入っていないねんから、当然交付
税では何ぼか減額になっているということも考えられるのかなと思っ

て。別にそのままでかまへん。これからのね、こういう子育て支援っていうことでいろいろと施策されていますけども、今後の財政状況見る中では、やはり公平な負担をやっぱり考えんことには、ただ料金だけ安して保護者に安いですよと言うだけやなしに、町全体としたらやっぱり基準財政収入額にも影響してくるから、その辺も十分やっぱり検討しながら、今後の財政状況もやっぱり考えてほしいということで、これはもう要望ですけども、やっぱりそういうこと考えていったほうが、こんなん何ぼでもやっぱり財政悪化してくる、この料金だけ違うから、ほかに交付税もやっぱり影響してきよるねんから、その辺も十分やっぱり検討しながら、今後の財政状況、お願いしたいと思います。以上です。

委員長 ほかにございますでしょうか。 小林委員。

小林委員 今回で高額となる階層については現行の保険料に据え置いていただくということでありがたいんですけども、町のほうもね、いつもこうやって努力というか、頑張っていたいていますので、行政ってすごい謙虚だなと思うのがですね、もっと、もっとそういうことも、辻委員がおっしゃったような財政状況もですね、やっぱりもっと、もっと知っていただくための努力というかですね、そういうこともこれからの時代やっていかなければいけないのかなと思っていますので、いいことも悪いこともですね、しっかり伝えてですね、もっと、もっと行政の内情もですね、もっと保護者の方々に知っていただくという施策というか、方法も手段もですね、ちょっと今後は検討していただくというか、謙虚なのが行政なのか、小城町長なのかわかりませんが、これからの時代はそういうことも必要だと思いますので、そういう取り組みもよろしくお願ひしますと、要望だけさせていただきます。

委員長 そうですね。今、委員から言われたように、とにかくごみの関係で言えば、住民の方に、ごみを出すとういうふうにお金がかかってくるかということをしごく意識して担当課でやっていただいているというよう

な経過も今まで当委員会ではございましたが、保育料についても、こうやって頑張っていると、斑鳩町がね、頑張って子育て支援していますっていうことのアピールを、またぜひともうまくやっていただきたいということ、今、委員からもおっしゃられました。いろいろなことを総合的に考えていただいて、子育て支援計画に基づいて町がこれからもなお努力していただき、そのことを町民の皆さんに理解していただけるようになっていう方向でまた進めていっていただきたいと思います。

ほかに質疑ございませんでしょうか。よろしいございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

ここで、11時まで休憩とさせていただきます。

(午前10時43分 休憩)

(午前11時00分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、6番目、議案第15号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第15号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書 朗読)

福祉課長 今回の条例改正の内容は、前回2月の本委員会におきまして、第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の報告の中でご説明いたしました、第6期の計画期間である平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険料の改定のご関係でございます。また、昨年12月の地域包括ケアシステムに関するご報告の中で、その考え方をご説明いたしました新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期を2年間猶予いたしまして、平成29年度から実施することについて、本条例において規定をするものでございます。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例要旨をごらんいただけますでしょうか。

本条例の内容につきまして、要旨によりご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例（要旨）。

平成27年度から平成29年度までの第6期の介護保険事業計画に定める保険給付の推計量に基づき、介護保険料の総額が推計されたことから、平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めるため、本条例において所要の改正を行うものでございます。

また、介護保険法に規定されている介護予防・日常生活支援総合事業の施行期日は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律において、平成27年4月1日となっておりますが、この改正法の規定によりまして、市町村による実施は、生活支援・介護予防サービスの体制整備等を進めるため、その施行時期について、2年間の猶予期間が設けられております。

当町におきましても、総合事業の施行には、その体制整備に相当の期間を要することから、平成29年4月から行うことを本条例において定めるものでございます。

主な改正内容でございます。

初めに、(1)平成27年度から平成29年度までの保険料率等についてご説明いたします。

要旨の次のページでございます、一番後ろのA3の資料、別紙をごらんいただけますでしょうか。本資料は、左側が平成27年度から平成29年度までの介護保険料率等、右側が現行の第5期、24年度から26年度までの保険料率等となっております。

現行からの改正点であります。前回ご説明させていただきましたとおり、基準となる国の標準段階が見直されたことに伴い、第1・第2段階を統合し、保険料の段階を14段階から13段階に、また、対象被保険者の欄にある各段階を区分する所得の基準額について、新第6段階から新第9段階において、国の基準に合わせて改正してまいりたいと考えております。

次に、基準額に対する各段階の割合でございます。

本人が市町村民税非課税の第1段階から第4段階につきましては、現行の割合を引き継ぐことを基本としております。ただし、国の基準により計算した保険料より高くなる新第4段階につきましては、その割合を0.91から0.89に減じてまいります。

次に、第6段階以降の本人が市町村民税を課税される段階であります。

国の基準よりも低い割合としております第6・第7段階につきましては、現行の割合、1.16あるいは1.25を継続してまいります。第8段階は現行の割合1.5を継承いたします。

次に、第9段階以降の割合でございますが、この段階では、国の基準においても1.5から1.7に引き上げられているところでございまして、それぞれの段階において、0.1ずつ引き上げをお願いしたいと考えているところでございます。

また、できるだけ保険料の上昇を抑制するため、介護保険準備基金の

取り崩しも含めて、これらの各段階の割合の検討と保険料の試算を行い、基準となる第5段階の保険料率を年額64,300円、月額5,359円とさせていただいたところでございます。

ここで、恐れ入りますが、本日お配りをしております資料4をごらんいただけますでしょうか。すみません、この資料では、第6期介護保険事業計画に定める保険給付の推計量から、保険料の算定までの流れをお示ししております。

まず、①の(A)は、事業計画に定める保険給付の推計量でございます。次の②では、(A)の金額に第6期における平均負担率を乗じることにより、第1号被保険者の方の負担額(B)を求めてまいります。次の③は、介護保険給付費準備基金からの取り崩し額でございます。第6期では、基金残高約7,600万円のうち、4,600万円の取り崩しを行ってまいります。第1号被保険者の方の負担相当分から、この基金取り崩し額4,600万円を充当した残りの額を保険料として収納させていただくこととなりますが、④の(D)の金額、16億3,276万5千円が、その金額となってまいります。次に、この(D)の金額を被保険者数で除することによりまして、1人当たりの保険料収納必要額が出てまいります。この基準額を算定するため、各段階の被保険者数と各段階の割合から算出する⑤の所得段階別加入割合補正後被保険者数を求めてまいります。

恐れ入りますが、裏面をごらんいただきたいと思っております。この表は、ただいま申しました補正後の被保険者数を算出したものでございます。各段階別、各年度別となっており、第6期事業計画の各年度の被保険者数の推計から、各所得段階別の被保険者数を求め、基準額に対する割合を乗じて合計することにより、基準額を算出するための補正後の被保険者数を求めたものでございます。3年間で合計25,627人となっております。

表のほうにお戻りいただきまして、⑥保険料の推計であります。保険料収納必要額(D)を補正後の被保険者数(E)、ただいまの25,627人、また、見込収納率99.08%で除することにより年額の保険

料の基準を算出いたします。その結果、第6期では、月額5,359円、年額では64,308円となったところでございます。

恐れ入ります、議案書の条例要旨にお戻りいただきたいと思っております。

次に、主な改正内容の(2)でございます。介護予防・日常生活支援総合事業について、実施に向けた体制整備あるいは基盤整備等に相当の時間を要することから、その開始時期を2年間猶予し、平成29年4月1日からとすることとし、条例においてその時期を規定するものでございます。

次に、2. 施行期日等でございます。

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行いたします。

また、(2)として改正後の斑鳩町介護保険条例の規定は、経過措置といたしまして、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることといたします。

条例の主な改正の内容は以上のとおりでございます。なお、条例本文と新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上、議案第15号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

今回の介護保険料の改正によりまして、高齢者の方に負担増をお願いするものでございますが、介護保険制度の制度上やむを得ないものでございます。委員皆さま方には、何とぞご理解を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑のほう、ございませんでしょうか。 辻委員。

辻委員 いろいろな試算もしてもうて、やられています。いろいろ見ますと、自治体にもいろいろ差がありますし、何か大阪市が全国で一番高いのかな、6,758円というふうにはトップやったと。これから高齢者所帯が、

またひとり住まいがふえてきているということで聞かれていますけども、今、この間もちょっと、知事のところであったように、健康寿命を延ばしていこうと。今、長野県が一番トップやということで、奈良県も健康寿命がトップにいきたいということで抱負も述べられておりましたけども、介護保険料下げたいと思ったら、やっぱり健康寿命が一番大事かなと思います。

そのために、これ、29年から、また介護予防の日常生活ということで、包括支援センターもいろいろ充実もしていただいておりますけども、今後やっぱりこういうことも十分していただくのと、それと、特に滞納、徴収の関係も、やっぱり精力的に、やっぱりちゃんと払っている方の不公平もありますし。

それとまた、軽度の介護の人も、より、やはりそういう人にもある程度自分で自立してもらおうと。要望聞いたら何ぼでも、こう、出ますけども、ある程度やっぱりこう、一線を引いてしながら、指導もして、やっぱりこう、介護保険の利用を、控えてもらうと言うたらおかしいけども、そういうこともいよいよPRしながら、今後やっぱり介護保険のあれもしてほしいと思いますので。

これはもう、今、別にこれ、まあやむを得ないかなという判断はさせてもってますけども、やっぱり一般の人にしたら、国保も上がる、介護保険も上がるとなったら、二重の、4月から上がってきますので、その辺もやっぱり十分これから説明もしながら、それで施策もやっぱり十分しながらやっぱり訴えてほしい、訴えやなしに、やっぱりPRしながら、また、気持ちよう納税してもらえたらということで、お願いしたいと思いますので。以上です。

委員長

これは、要望でよろしいですか。

(「もう、要望で」と呼ぶ者あり)

委員長

ほかに何かございますでしょうか。

ないようでしたら、少し、すみません。

今、辻委員からも出ましたが、もう制度そのものに私は問題があると。高齢化が続いてきて、給付がふえたら、いやでも1号被保険者の保険料も上がってくるというような格好になっている制度そのものがね、やっぱり大変だな、と。いやでもこれ、値上げ、値上がりしていかなあかんということについて、大きな点での問題点っていうのは感じておりますけど、ただ、現実問題としてですね、これ、4月からやるとなったら、この1号被保険者の皆さんへの周知はどんなふうにされるのか。それで、特徴の方でしたら、また、金額がね、どこからかわ変わってきますやろ。普通徴収の方やったらどこから変わってくるのか。そのときに、どんなふうに1号被保険者の方に周知をするのか。この辺の考え方だけちょっと、きちっとお尋ねしておかないといけないかなというふうに思っているんですけど。 本庄福祉課長。

福祉課長 保険料の改正の関係でございますけれども、議決をいただきましたらば、当然、町広報紙あるいは7月の介護保険料の通知のときに、その改正につきましてご案内をさせていただきます。そういう形で保険者の方には十分説明をさせていただきます、このように考えております。

仮徴収に関しましては、4月、6月、8月に関しましては、この2月分の保険料と同額ということになっておりますので、8月分まではその状態で特別徴収をさせていただきます、10月以降の本算定のときに差額分を調整させていただくということで。

普通徴収に関しましては、7月に新たな保険料に基づきまして保険者の方に、第1号被保険者の方に納付の通知、決定の通知をさせていただきます。

委員長 そうしたら、今、説明聞いたら、特徴の場合、10月になったら急に差額分でちょっと上がってしまうということで、そのときになってまた、ちょっと高齢の方やったらね、そこがのみ込めていなかったら、何でやねんということに、またなってくる心配もあるかなと思います。やはり、

その点についてはきちっと周知をしていくっていうこと、それと、普通徴収、7月からっていうことですが、すみません、普通徴収と、普徴、特徴の割合、現在でいいですけども、実績としてはどの程度の、それぞれパーセンテージになっていますか。 本庄福祉課長。

福祉課長 すみません、金額ベースで申しあげますと、おおむね保険料の90%が特別徴収分、10%が普通徴収分となっております。

委員長 金額ベースしかわかりませんか。被保険者数では出ていないですか。だから、数になったら、普通徴収の人数がね、もうちょっと、この割合で出てくるんじゃないかと、もうちょっと多いのかなと思うんですよね。特徴があるということは、きちっとした年金とかもうてはる方で、普通徴収になるとやっぱりそういう年金収入とかなない方だったり、いろいろあると思うんです。特に高齢者の場合はね、昔、年金をいただけていない女性の方っていうのがたくさんいらっしゃると思うんでね。その辺で、ちょっと人数ベースでもどの程度いらっしゃるかなっていうのはちょっと知りたかったんですが。

今、出ないようだったら、結構です。また、後刻また、どの程度人数でいらっしゃるかっていうの。

金額ベースで言うと1割ぐらいっていうことですが、普通徴収こそ、徴収率をやっぱり上げていこうと思ったら、この辺のご理解をきちっとやっぱりしていただくっていうことが非常に大事ですのでね、なかなか納得していただくのも難しい点もあるかと思しますので、だからこそ余計に丁寧に周知をしていただきたいということ、お願いしておきたいと思います。

よろしいございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、7番目、議案第16号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第16号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

恐れ入りますが、議案書末尾の条例要旨をごらんいただけますでしょうか。

今回の条例改正は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことにより、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることとなったことから、この基準に関連する本条例について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして、要旨をもって説明させていただきます。

まず、（１）として、本条例に規定する複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護に改めるものでございます。

次に、（２）第６条の改正規定として、夜間のオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲について、併設施設・事業所に、同一敷地内又は隣接する施設・事業所を追加いたします。

次に、（３）第３２条の改正規定といたしまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち、一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることができることといたします。

次に、（４）第６３条の改正規定として、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、宿泊サービスを実施する事業所について届出を求めますとともに、第７８条の２を新設し、事故報告の仕組みを設けてまいります。

次に、（５）第６５条の改正規定として、共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員について、１ユニット３人以下に見直しをいたします。

次に、（６）第８２条の改正規定として、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、同一敷地内又は隣接する施設・事業所を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別に介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えてまいります。

次に、（７）でございます。第８３条の改正規定として、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することができることといたします。

裏面にお移りいただきたいと思っております。

次に、（８）でございます。第８５条の改正規定といたしまして、小規模多機能型居宅介護について、また、第１９４条の改正規定として、複合型サービスについて、その登録定員をそれぞれ現行の定員２５人から２９人以下としてまいります。

また、登録定員が２６人以上２９人以下の指定小規模多機能型居宅介

護事業所または指定複合型サービス事業所について、居間及び食堂に適当な広さが確保されている場合には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることができるようにしてまいります。

次に、（9）第113条の改正規定として、1または2と規定されているユニット数の標準について、用地確保が困難である等の事情がある場合には、3ユニットとすることができるものといたします。

次に、（10）第135条の改正規定として、事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対し、入居者の同意書を提出することが義務づけられていることについて、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃してまいります。

最後に、（11）第151条、第152条、第180条の改正規定として、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加いたします。

以上が、本条例の主な改正内容でございますが、この改正内容につきましては、4月1日に施行されます国の省令の改正内容と同様となっております。ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、施行期日等であります。

（1）この条例は、平成27年4月1日から施行してまいります。

また、経過措置といたしまして、（2）地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための整備等に関する法律による改正前の介護保険法に規定する介護予防訪問介護等または介護予防通所介護等については、改正前の条例第6条第2項の規定または第151条第13項の規定はなおその効力を有するものといたします。

条例本文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上、議案第16号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の説明といたし

ます。委員皆さま方には、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございますでしょうか。 辻委員。

辻委員 この施設は、町内にどこにあるのか、その辺だけ。

福祉課長 ただいまの地域密着型の介護サービス等でございます。町内の施設につきましては、認知症対応型共同生活介護、このサービスといたしまして、興留4丁目のわかくさ斑鳩館、興留3丁目のメイプル・メイプル、阿波3丁目のカノンの扉、この3施設が、町のほうで今現在指定しておる事業所のほうでございます。

委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 ほかにございますでしょうか。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、8番目にいきます。議案第17号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第17号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長 恐れ入りますが、議案書末尾の条例要旨をごらんいただけますでしょうか。

本条例の内容につきまして、要旨をもって説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回の条例改正は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことにより、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることとなったことから、この基準に関連する本条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正内容でございます。

まず、(1)第7条の改正規定でございます。まず、第7条の改正規定といたしまして、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施する事業所について届出を求めますとともに、第37条の改正規定として事故報告の仕組みを設けてまいります。

次に、(2)第9条の改正規定として、共用型認知症対応型通所介護

の利用定員について、1ユニット3人以下に見直しいたします。

(3) 第44条の改正規定として、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、同一敷地内又は隣接する施設・事業所を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別に介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えてまいります。

次に、(4)でございます。第45条の改正規定として、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することができることといたします。

(5) 第47条の改正規定として、小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下といたします。また、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、居間及び食堂に適当な広さが確保されている場合には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることができるようにいたします。

最後に、(6)でございます。第74条の改正規定として、1または2と規定されているユニット数の標準につきまして、用地確保が困難である等の事情がある場合には、3ユニットとすることができるものいたします。

以上が、本条例の主な改正内容でございます。同じくこの改正内容は、4月1日に施行される国の省令の改正内容と同様となっていることについて、ご了承いただきますようお願いいたします。

次に、施行期日でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行してまいります。

なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上、議案第17号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。委員皆さま方には、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。よろしいでしょうか。ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第17号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
それでは、続きまして、9点目です。議案第18号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第18号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。
初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長 恐れ入りますが、議案書末尾の条例要旨をごらんいただけますでしょうか。本条例の内容につきまして、要旨をもって説明をさせていただきます。

たいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことにより、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることとなったことから、この基準に関連する本条例について所要の改正を行うものでございます。

介護予防支援を行う事業所は、介護保険の要支援認定を受けた方に対する介護予防サービス計画の作成や、サービス事業者との連携・連絡・調整など、介護予防ケアマネジメントを行う事業を行う事業所でございます。現在、町が指定いたしました介護予防支援事業所は、斑鳩町地域包括支援センター1か所でございます。今回の改正は、この介護予防支援を行う事業所の運営等の基準に関する改正となっております。

それでは、主な改正内容でございます。

まず、(1)として、居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとすることについて、第32条の指定介護予防支援の具体的取扱方針に新たに規定してまいります。

次に、(2)同じく第32条の具体的取扱方針に、地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとすることについて新たに規定をしております。

以上が、本条例の主な改正内容でございます。こちらのほうは4月1日に施行されます国の省令の改正内容と同様となっておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

次に、施行期日でございます。の条例は、平成27年4月1日から施行してまいります。

なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上、議案第18号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。委員皆さま方には、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑のほうはございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第18号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
続きまして、10点目にあげさせていただいております、議案第21号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療課長 それでは、議案第21号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。
まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

本補正予算は、国庫・県支出金及び繰入金等の額が確定したことによるものでございます。また、今回の予算補正において生じた財源を歳入欠かん補填収入に充当するものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開き願えますでしょうか。まず、歳入予算の補正についてご説明を申し上げます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金では、第1目療養給付費等負担金で、医療給付費に係る保険基盤安定繰入金の確定により、109万2千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第2項国庫補助金では、第1目財政調整交付金で、国庫負担金と同様の理由により、30万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款県支出金、第2項県補助金では、第1目財政調整交付金で、国庫支出金と同様の理由により、医療給付費分普通財政調整交付金30万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、6ページをお開き願えますでしょうか。

第8款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定により、945万2千円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳は、第1節保険基盤安定繰入金で1,064万4千円を増額し、第4節財政安定化支援事業繰入金で119万2千円を減額するものでございます。

次に、第10款諸収入、第2項雑入、第7目歳入欠かん補填収入で、本予算補正から生じた財源を歳入欠かん補填収入で調整することとしたことから、1,492万2千円を減額補正させていただくものでございます。

続きまして、7ページをごらんいただけますでしょうか。歳出予算についてご説明を申し上げます。

初めに、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費では、国庫・県支出金の減と繰入金の減によりまして財源振替をお願いするものでございます。

第3目一般保険者療養費では、第1目と同様の理由により財源振替を行うものでございます。

次に、第2款保険給付費、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費では、国庫・県支出金の減による財源振替をお願いするものでございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金では、繰入金の増により財源振替をお願いするものでございます。

次に、第6目介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金においても、繰入金の増により財源振替をお願いするものでございます。

次に、第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、第1目高額医療費共同事業拠出金では、高額医療費共同事業拠出金の確定によりまして、1,358万6千円の減額補正をお願いするものでございます。

最後に、第2目保険財政共同安定化事業拠出金で、保険財政共同安定化事業拠出金の確定により、641万円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

国保医療課長 以上で、議案第21号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。よろしいでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、11番目、議案第23号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第23号の関係につきまして、ご説明をさせていただきます。

その前に、先ほどご質問いただきました介護保険の被保険者数でございます。この2月末現在で、特別徴収、これ、普通徴収との併徴の方を含めると、7,382人、率にいたしますと89.5%でございます。普通徴収の方が866人、率にいたしますと10.5%、合計が8,248人と、このようになっておりますので、金額とほぼ同様の率ということで、被保険者数もそのようになっているということで、ご理解いただければと思います。

それでは、申しわけございません。議案第23号の関係につきまして、ご説明を申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

今回の補正予算の内容は、介護保険の制度改正に伴うシステム改修費用に係る歳入歳出予算の補正に関するもの、また、介護保険給付費準備

基金の利子配当額が当初見込みを上回ることによる歳入予算の増額補正及び当該利子配当額を基金に積み立てるための歳出予算の増額補正に関するもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ628万円を追加し、歳入歳出それぞれ22億3,483万8千円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、歳入の予算補正でございます。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目介護保険事業費補助金で、介護保険の制度改正に伴うシステム改修費用に対する国庫補助金として、311万5千円の増額補正をお願いするものでございます。補助率は2分の1となっております。

次に、第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金で、介護保険給付費準備基金の利子配当額が当初見込みを上回ることから、5万円の増額補正をお願いするものでございます。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第4目その他一般会計繰入金では、第2節事務費繰入金で、今回のシステム改修に係る繰入金として、311万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

6ページにお移りいただけますでしょうか。

続きまして、歳出の予算補正についてでございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費で、介護保険のシステムの改修に係る業務委託料として、623万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第3款基金積立金では、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費準備基金積立金で、歳入予算で増額の補正をお願いしております介護保険給付費準備基金の利子配当額に係る増額分5万円につきまして、当該基金に積み立てるよう増額の予算補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

福祉課長 以上、議案第23号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。委員皆さまには、何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。特にございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 委員の皆さんからはないようですが、私ちょっと、これ、要望だけしておきたいと思うんですが、このシステム改修につきましてはね、3年ごとにやっていかないといけない。623万、高い金額ですよ、このシステム改修するだけでね。国庫補助2分の1、それで2分の1は一般会計から町が持たなければならない。こんな中においてね、市町村、たまったものじゃないなって私はいつも思っているんですね。ですから、システム改修について、何かシステム会社がもうかるようになってしゃあないなと思うんですが、これ、国の制度で変えてくるものを、もう少し何かその、システムの改修の仕方っていうのが検討できないのかな、もう少し市町村が負担少なくしてできる方法はないのかなっていうのはね、常々、以前から思っていることですので、今後もそれらについては、担当とされても十分に認識を持っていただきましてですね、やっぱり一般会計から半分出さなあかんっていうのはね、大きな負担ですので。これ、3年ごとにやるわけですしね。今後の検討として、何かいい方法があって、市町村の負担が少しでも減らされるようなやり方っていうのをね、研究していただけたら。そして、それをやっぱり県や国のほうへも声を上げていっていただけたらというふうに思いますので、それ

はまた要望として言っておきたいと思います。

要望、ございますか。 辻委員。

辻委員 今、委員長と同じような、ちょっと。これ、本来やったら国が半分で、2分の1ずつが町村と県とで、介護保険の設定はそうなったけど、県が全然出していない、県にあと2分の1を要望するというので、今、里川委員長と同様ですけど、国は半分いうて補助されていますけども、県もやっぱり、介護保険事業は県も補助していますので、その辺もできたら単一のと看で、県も何とかしてやということ、ちょっと要望してもうたら結構です。要望で結構です。

委員長 ほかには、ございますでしょうか。よろしいございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次、12番目にあげております、陳情第1号 子ども医療費無料制度の創設を求める意見書提出を求める要請書についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。 寺田議会事務局長

議会事務局長　それでは、陳情第1号　子ども医療費無料制度の創設を求める意見書提出を求める要請書について、ご説明をさせていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

（ 陳情文書表 朗読 ）

議会事務局長　2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略をさせていただきます。

陳情の趣旨は、現在、全国の自治体では、子どもの医療費助成制度は実施をされていますが、対象年齢や所得制限、また、一部負担金の有無など、自治体によって大きな格差がある。居住地に関係なく全ての子育て世帯が医療費の心配することなく医療機関にかかれるよう、国の責任において子どもの医療費無料制度を早期に創設してほしいというものでございます。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

委員長　ただいま説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお受けしていきたいと思っております。いかがでしょうか。　中川委員。

中川委員　以前にも、県に対してかな、町単独事業でしていたやつを県にも補助してほしいということで、県に対して意見書も提出している流れもありますし、やはり町としても財政が厳しくなっていく中、やっぱり国に対してもやはりこう、訴えていくということは必要なんですよ。委員会として、委員会発議で提出するというところで諮らうというのでよろしいでしょうか。

委員長　ありがとうございます。

ほかに、委員の皆さんで、今、中川委員がおっしゃったのと違うご意見などがございましたら、出していただければいいかと思っておりますが。

その、今、中川委員が言われた方向でよろしいございますでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、あらかじめ文案のほう、こちらのほうで少し考えている文案がございますので、お配りします。
暫時休憩します。

(午前 11 時 56 分 休憩)

(午前 11 時 58 分 再開)

委員長 再開いたします。
ただいま、休憩中に文案のほうの整理もさせていただきまして、本陳情書につきましては当委員会として採択すべきものとして、本会議最終日に委員会発議をするということでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 よろしいですか。
異議なしと認めます。
よって、陳情第1号につきましては、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。
ただいま、陳情第1号を当委員会として採択いたしました。委員会発議をもって意見書を国に提出したいと思えます。
そうしましたら、再度確認をさせていただきます。
当委員会として、お手元にお配りしております意見書どおり発議することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、当委員会の発議をもって意見書を提出させていただきます。

以上で、付託議案につきましては終わらせていただきます。

続きまして、2番目の継続審査について、その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長 継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化に関することにつ
きましては、前回の委員会以後、特段、ご説明、ご報告申しあげます
内容はなく、平成26年度におきましても、順調にごみ減量化・資源化
が図られているところであります。

以上で、継続審査のご報告とさせていただきます。

委員長 ただいま報告が終わりましたが、質疑、意見があればお受けいたしま
す。

(な し)

委員長 特にご意見もないようですので、以上で、継続審査については終わら
せていただきます。

それでは、3番目の各課報告事項についてを議題といたします。1、
2、3は終わっておりますので、4番目の議案第20号 平成26年度
斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、理事者の報告を求めます。

本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第20号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第
8号）につきまして、今回の補正予算のうち、住民生活部の所管に関す
るものにつきまして、私のほうよりご説明を申しあげます。

本補正予算では、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、
平成27年2月3日に成立いたしました国の補正予算第1号の具体的施
策の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域の消費喚起
や地方創生に向けた取り組みを行うため、20事業、事業費にして9、

657万1千円を前倒しして予算化しております。

このうち、住民生活部の所管に関するものは5事業、802万2千円となっており、これらの事業につきましては本年度会計中に事業を完了させることができないことから、あわせて繰越明許費の予算措置をお願いしております。

それでは、歳入の予算補正について、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、補正予算書の11ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金では、第1目民生費国庫負担金の第3節保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、99万6千円の増額補正をお願いするものであります。

また、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金では、先ほど申しあげました地域住民生活等緊急支援のための交付金につきまして、増額の予算補正として、9,126万3千円を計上しているところでございます。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金では、第2目民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同様の理由により、第4節保険基盤安定負担金698万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が、歳入予算に関する予算補正の内容でございます。

13ページをお開きいただきたいと思います。続いて、歳出の予算補正でございます。

初めに、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費の第28節繰出金で、国民健康保険事業に係る保険基盤安定繰出金等の確定により、945万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

14ページにお移りいただけますでしょうか。

次に、第3目老人福祉費では、第13節委託料で、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、前倒しして予算化する地域包括ケアシステムの構築に向けた基礎調査業務委託料64万8千円の増額補正をお

願いするものであります。

第10目介護保険事業繰出費では、第28節繰出金で、介護保険の制度改正に伴い、システム改修が必要となることから、特別会計への事務費繰出金として311万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では、第13節委託料で、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、前倒しして予算化する町内の私立幼稚園で実施する出張つどいの広場業務委託料23万4千円の増額補正をお願いするものであります。

15ページにお移りいただきたいと思います。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費であります。この費目に関する今回の予算補正は、全て地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、前倒しして予算化するものでございます。

まず、第1目保健衛生総務費では、第8節報償費で、官学連携を図りながら健康寿命の延伸に関する計画策定を進めるため、支援者謝金として60万円の増額補正をお願いしております。

また、2月の本委員会でご説明いたしました平成27年度から実施いたしますおたふくかぜワクチン接種費用の一部助成及び一般不妊治療・不育治療助成金の増額に要する費用として、第2目感染症予防費、第19節負担金補助及び交付金で324万円、第3目母子衛生費、第19節負担金補助及び交付金で330万円の、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

第2項清掃費では、第2目塵芥処理費で、平成26年度からの3か年事業としております衛生処理場焼却棟の解体撤去工事につきまして、実施事業費の確定により、平成26年度分として、第13節委託料で6千円、第15節工事請負費で561万6千円の、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表継続費補正についてでございます。衛生処理場焼却棟解体撤去事業に係る継続費につきまして、平成26年第4回、12月町議会定例会におい

て契約の議決をいただきました。また、その他経費につきまして確定いたしましたことから、事業費の総額を3億3,570万円から2億7,699万6千円に、各年度の年割額については、平成26年度では3,300万円から2,737万8千円に、平成27年度では2億180万円から1億6,443万円に、平成28年度では1億90万円から8,518万8千円に変更する予算補正をお願いしております。

続いて、6ページにお移りいただけますでしょうか。第3表繰越明許費補正でございます。今回の繰越明許の予算措置をお願いするものうち、住民生活部の所管に関するものは6事業で、そのうち地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して事業実施するものは5事業となっております。

第3款民生費、第1項社会福祉費で地域包括ケアシステム構築事業、第2項児童福祉費で出張つどいの広場開設事業、第4款衛生費では、第1項保健衛生費で（仮称）健康長寿延伸計画策定事業、おたふくかぜワクチン予防接種助成事業、一般不妊・不育治療費助成事業で、事業費として合わせて802万2千円となっております。

また、第4款衛生費の第1項保健衛生費、火葬場周辺対策事業では、東里自治会からの要望事項の農道整備事業について、地元協議に時間を要したため、本年度会計において予算の支出を見込めないことから、125万円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。

以上が、議案第20号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）のうち、住民生活部の所管に関する補正予算の内容となっております。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。特にございませんか。

（ な し ）

委員長

ないようですので、この件については、終わらせていただきます。

続いてですね、各課報告事項に、ここにあげてないもので、理事者のほうから報告しておくことはございませんでしょうか。

山崎国保医療課長。

国保医療
課長

国保医療課からは2点、ご報告とお願いがございます。

本日お配りしております資料の最終のページをお開き願えますでしょうか。

まず1つ目は、国民健康保険の課税限度額の改正についてでございます。国民健康保険税の賦課限度額につきましては、基礎分で現行の51万円から52万円に、後期高齢者支援金分で現行の16万円から17万円に、介護分で現行の14万円から16万円にそれぞれ引き上げられるというものでございます。これによりまして、最高額が現行の81万円から85万円となるものでございます。

次に、2点目なんですけど、低所得者に対する保険税軽減の拡大についてでございます。低所得者の応益割保険税の5割・2割軽減の所得判定基準を改正するというものでございます。基礎控除に加え控除する額を、物価の伸びを考慮して27年度から引き上げるというものでございます。具体的には、5割軽減で基礎控除に加え、判定基準額が現行24万5千円としている現在の基準を26万円に拡大し、2割軽減の判定基準に用いられる45万円を47万円に引き上げるというものでございます。

なお、この課税限度額の改正及び低所得者に対する保険税軽減の拡大につきましては、平成27年4月1日からの適用予定となっております。従いまして、国民健康保険税条例の改正が必要となるわけでございますが、例年、この地方税法施行令の改正が3月末に行われており、3月議会での追加上程は困難であるため、専決処分での対応を考えております。委員の皆さまにはご了解のほど、よろしくお願い申し上げます。説明のほうは以上でございます。

委員長

ただいま国保医療課のほうから報告のあった件につきまして、何か質

疑ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(な し)

委員長

そうしましたら、引き続き報告事項はございますでしょうか。
栗本環境対策課長。

環境対策
課長

環境対策課からも1点、西和衛生試験センター組合の解散につきまして、ご報告をさせていただきます。

昭和46年8月に設立をされました西和衛生試験センター組合につきましては、平成28年度末、平成29年3月末をもって解散される方向で考えられております。先般、組合議会等への説明が行われましたので、当委員会にもご報告をさせていただきます。

解散の理由につきましては、西和衛生試験センターの検査事務の大部分を占める水道等の水質検査につきまして、従来、官公庁の機関等では認められなかった検査を民間機関も参入できるようになりまして、そのため、分析結果や分析機器、分析精度等の義務化が細かく法令で規定されたところであります。

西和衛生試験センターでは、このような動向を踏まえつつ、検査事務を今日まで行ってこられました。現在、検査員2名となりまして、現状の検査事務にも支障をきたしかねない状況で、今後、検査員を増員し、育成等を行うことも難しいとのことでもあります。

さらに、分析機器の整備につきましても、多検体を同時に行えるような精度の高い分析機器で行うよう関係省からの指導等も受けておられます。今後、機器の更新や新規導入することによりまして、構成町にも大きな財政負担が予想されることもあり、複数の検査機関が進出をしてくている中、検査費用についても安価になってきておりまして、センターとして一定の役割を果たしたのではないかとということでありました。

なお、今後、解散に向けまして、各構成町と詳細な部分について調整、協議等を行いまして、しかるべき時期に当議会にも組合解散及び財産処

分に関する事項の議案を上程をさせていただくことになろうかと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

委員長 ただいま環境対策課のほうから報告のありました事項につきまして、何か質疑、ご意見ございますでしょうか。
特によろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、ないようですので、以上で各課報告事項については終わらせていただきます。

続きますので、4番目のその他について、各委員より質疑などがあればお受けいたしますが、いかがでしょうか。 小林委員。

小林委員 きょう、横にできる保育所のほう、見せていただきましてですね、ふと思ったんですけれども、まだなれない施設で子どもたちも入る、指導員の方も入られる、そしてまだ備品もない中でですね、災害時とか、火災とかですね、そういう緊急時における避難マニュアルって、恐らくまだつくっていないと思うんです。だから、そういう災害時にはですね、避難マニュアルをですね、県のほうに提出されるということなんですけれども、いち早く提出していただきまして、また、担当課としてもですね、本庁の職員さんももちろんですけれども、やっぱり担当課としては、いち早く災害時におけるそのマニュアルを知っていただき、熟読していただき、災害時にはいち早く子どもたちが助けられる手立てをですね、やっぱりしていただければいけないのかなと思います。

ほかのところでしたら、やっぱり周りに家があって、近隣の方々に助けていただくかなと思うんですけれども、横の施設に関しましては、やっぱり横に本庁がありますのでね、町の職員さんをお願いするのが一番いいと思いますのでね、本当に子どもたちがいち早く助けられる体制を、手助けできる段取りをですね、本町としても確立していただくよう

に、要望だけさせていただきます。

委員長 要望でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 ほかに。 中川委員。

中川委員 斑鳩黎明保育園の職員さんって、何名ぐらい。

委員長 園児、年齢によりますけど、72名ということで、園児のほう、お聞きしましたけど、予定されている職員数、わかりますか。

本庄福祉課長。

福祉課長 県への認可書類での人数で、ちょっと申しわけないんですけども、13人、専任で保育士ということで、県のほうへは届出をされているところでございます。

中川委員 そこへまだ事務職とかいろいろ入って、13以上やんな。

施設そのものに駐車場の整備されていないねけど、それだけの、15台、16台の車、単車もあるか知らんけど、そういう、駐車場に関してはどのような計画してはるねやろ。

委員長 池田副町長。

副町長 駐車場、当初、近隣の駐車場探しておられました。以前、役場に使用してもらっていた駐車場も、業平道のところ、あったんですわ。あれについては、もう横の方、また自分で考えているということで、この近辺にないということでね、今、町の、東側の、今、砂利でやっている駐車場あると思うんですけども、あそこを有料で、今のところ15台分借り

たいと言うておられましたので、それを有料でお貸ししようと。普段あそこ、あんまり使っておりませんので。そのように考えております。

それでまた、言うたらあれやけど、町の収入にもなりますし、それでお互いにもええかなと思って。そう考えております。

中川委員 町は町で地権者の方から無料で借りているっていうこともあるし、その地権者の方にも了解いただいて、それでもうその15台、きっちり枠ね、決めて、ここは借りてもうているところですからってわかるようにしておいてもらえたら、あと、問題ないのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長 以上で。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 お金いただくんやったら、やっぱり今、中川委員おっしゃったように、きちっとちょっとしておかんとね、またもめたらあきませんので。ほかに、その他について何ございますか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてもこれで終わります。
以上をもちまして、本日の案件につきましては全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会に当たりまして、町長のご挨拶をお受けします。

小城町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

それでは、これもちまして、厚生常任委員会を閉会いたします。
皆さま、大変ご苦労さまでございました。

(午後0時22分 閉会)